

空飛ぶクルマ実装プロジェクト（I期）補助金交付要綱

令和7年3月28日付 6政計ブ第479号

令和8年4月21日付 8政計ブ第27号

（通則）

第1条 空飛ぶクルマ実装プロジェクト（I期）補助金（以下「補助金」という。）の交付については、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）及び東京都補助金等交付規則の施行についての通達（昭和37年12月11日37財主調発第20号）に定めるもののほか、この要綱（以下「要綱」という。）の定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、空飛ぶクルマ実装プロジェクト（I期）公募要領（以下「公募要領」という。）、に基づき、採択されたプロジェクト実施事業者が行う取組を対象に、当該取組に要する経費を補助することにより、空飛ぶクルマの社会実装を加速させ、都が定める空飛ぶクルマのロードマップの実現に繋げていくことを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「補助事業」とは、令和7年3月に策定した「空飛ぶクルマ実装プロジェクト」に定める事業について、公募要領に基づき、採択されたプロジェクトをいう。
- (2) 「補助事業者」とは、公募要領に基づく、代表事業者（応募主体者）かつ補助を受ける意思があるものをいう。
- (3) 「空飛ぶクルマ」とは、電動化、自動化といった航空技術や垂直離着陸などの運航形態によって実現される、利用しやすく持続可能な次世代の空の移動手段をいう。
- (4) 「パーティポート」とは、空飛ぶクルマが離着陸を行うための離着陸場（FATO、TLOF、Safety Area、誘導路、誘導路帯、エプロン、スタンド（駐機場）、スタンド保護エリア、標識施設、灯火施設、消火救難施設、脱落防止施設、充電設備、排水施設、場周柵等を含む）をいう。
- (5) 「運航予定事業者」とは、東京都において空飛ぶクルマの商用運航を予定している事業者をいう。
- (6) 「パーティポート運営予定事業者」とは、東京都において空飛ぶクルマが離着陸を行う施設の整備・運営を予定している事業者をいう。

(補助事業者の要件)

第4条 本要綱に基づき実施する補助事業の交付対象となる補助事業者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に拠点を有していること。
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了できる能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和26年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び第30条の規定による更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 反社会的勢力またはそれに関わる者との関与がないこと。
- (7) 法令等もしくは公序良俗に反していない、もしくは反するおそれがないこと。
- (8) 税金の滞納をしていないこと。
- (9) 過去の業務その他の事情において、東京都が補助にふさわしくないと判断する事実が存在しないこと。
- (10) 応募主体者は、空飛ぶクルマの運航予定事業者、パーティポート運営予定事業者を含むコンソーシアム等を組み、共同してプロジェクトを実施するものとする。コンソーシアムにおける連携事業者も上記の(3)から(9)のいずれにも該当しないこと。なお、応募主体者が運航予定事業者、離着陸場運営事業者であってもよい。
- (11) 令和9年度（2027年度）に空飛ぶクルマを用いた商用運航が一定期間（数か月間を想定）に渡り実施可能な者（見込も含む）であること（航空運送事業許可（air operator's certificate: AOC）を取得可能、且つ我が国における型式証明（Type Certificate: TC）が取得済みの機体、取得見込みまたは取得予定の機体を確保可能な者であること）。ただし、機体開発、法制度の整備状況等によりプロジェクト期間中に実現が不可能と明らかとなった場合についてはこの限りではない。
- (12) 「パーティポート整備指針」（令和5年12月 国土交通省航空局）に基づき、商用運航に対応可能なパーティポートの整備が可能な者であること。

2 この補助金は、前項の要件を満たす補助事業者に対して、交付する。

(補助対象経費)

第5条 補助事業に要する経費のうち、補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の内容及び補助率については、採択事業年度ごとに定める各年度の別表のとおりとする。第7条による補助金の交付決定の日から当該年度の末日までに係るも

のを当該年度の補助対象経費とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助事業者は、知事が定める期日までに、様式第1号による補助金交付申請書に必要な書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。

3 補助事業者は、やむを得ない事情等により、第7条による交付決定以前に事業を開始する必要がある場合は、別紙「空飛ぶクルマ実装プロジェクト（I期）補助金事前着手申請に係る取扱いについて」に基づき、様式第2号による事前着手申請書に必要な書類を添えて知事へ提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 知事は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、適当と認める場合には、補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項により補助金の交付を決定したときは、補助事業に対し、様式第3号による補助金交付決定通知書（以下「決定通知書」という。）をもって、速やかに補助金の交付の決定を通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

3 知事は、交付の決定にあたり、補助事業者に対し、必要に応じて条件を付することができる。

4 補助金の交付決定の額は、第5条の規定により算出する額又はその補助金交付申請額のいずれか低い額とする。

(申請の取下げ及び事情変更による決定の取消等)

第8条 補助事業者は、前条の交付決定後、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から14日以内に、様式第4号による辞退届を知事に提出しなければならない。

2 前項に規定するほか、交付申請後、交付の決定前に申請を取り下げようとするときは、遅延なくその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

3 知事は、交付決定後において、特別の事情が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更するこ

とができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 4 前項の規定による補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災地変その他補助金の交付決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。
- 5 第3項の規定による補助金の交付決定の取消により特別に必要なになった事務及び事業に対しては、都に協議のうえ、次に掲げる経費に係る補助金等を交付することができる。
 - (1) 補助事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費
 - (2) 補助事業を行うため締結した契約の解除等により必要となる経費
- 6 前項の補助金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第3項の規定による取消に係る補助事業についての補助金に準ずるものとする。
- 7 第3項の規定により措置した場合は、速やかにこの決定の内容を補助事業者へ通知するものとする。

(重複受給の禁止)

第9条 補助事業者は、補助事業について複数の補助金を重複して受給することはできない。ただし、東京都、東京都の政策連携団体、国、都道府県、区市町村が実施する他の補助事業等と対象経費を明確に区分できるものについては、この限りでない。

(補助事業の内容又は経費の配分変更等)

- 第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ様式第5-1号による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。
- (1) 補助事業の内容を著しく変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の経費区分の相互間においていずれか低い方の20%を超えて変更しようとするとき。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止（廃止）しようとする場合は、あらかじめ様式第5-2号による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 第1項及び第2項の承認にあたっては、知事は必要に応じて条件を付し、又はこれを変更することができる。
 - 4 補助事業者は、代表者等（名称、所在地、代表者名等）の変更をしたときは、様式第5-3号による変更届を速やかに知事に提出しなければならない。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに様式第6号による遅延（事故）報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第12条 知事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて補助事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

（遂行命令）

第13条 知事は、前条の規定による報告書により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従い遂行されていないと認める場合は、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、知事はその者に対し当該補助事業の一時停止を命じることができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は交付決定通知書に記載された補助対象期間が終了したときは、速やかに様式第7号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第15条 知事は、前条の規定による実績報告書を受理したときはその内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果及び内容等を適正と認めたときは、交付決定に係る補助金交付予定額の範囲内で補助金の額を確定する。ただし、補助金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

2 知事は、第1項の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認める場合は、当該補助事業者についてこれに適合させるための処置をとるべきことを命じることができる。

3 前項の命令により補助事業者が必要な処置を講じたときは、前条の規定を準用し、速やかに実績報告書を知事に再提出しなければならない。

4 知事は、交付すべき補助金の額を確定したときは、当該補助事業者に様式第8号による補助金額確定通知書をもって通知する。

（補助金の支払）

第16条 補助金は前条により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、その一部の経費を概算払により交付

することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第9-1号又は様式第9-2号による補助金請求書を速やかに知事に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当した場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことができる。

- (1) 交付決定又は変更承認等の内容と異なる事実が認められたとき。
 - (2) 偽り、隠匿その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
 - (4) 事業所での事業活動の実態がないと認められるとき。
 - (5) 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明したとき。
 - (6) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
 - (7) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、補助金交付決定に基づく命令その他法令に違反したとき。
 - (8) その他、都が補助事業として、または補助金の交付先として不適切と判断したとき。
- 2 前項の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合には、速やかにこの決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了後又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日以降、知事が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は補助事業の完了した日又は補助金の交付の決定に係る補助対象期間が終了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(財産の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（機械装置、工具器具その他備品をいう。以下「財産」という。）、改良品（試作品）及びその他成果物について、その管理状況を明らかにするものとし、かつ補助事業を完了した年度の翌年度から起算して6年を経過する日まで保存しなければならないものとする。また、補助事業が完了した後も補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、財産について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。
- 3 補助事業者は、耐用年数が経過していない財産（取得価格又は増加価格が50万円以上のものに限る。）について、知事が別に定める期日（原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間）までに処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄をいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ様式第10号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した財産については、この限りでない。
- 4 知事は、取得財産の処分を承認する場合及び取得財産を処分したことにより収入があった場合は、前項の承認をした補助事業者に対し、補助金に相当する額を限度として、収入の全部又は一部を都に納付させることができる。

(職員の調査等)

第21条 知事は、補助事業者に対し補助事業の実施状況、補助金の収支及び補助金に係わる帳簿書類その他の物件について、立入調査をし、又は報告を求めることができる。

(補助事業の公表と成果の発表等)

第22条 知事は、補助事業者の名称、プロジェクト名等を公表することができるものとする。

- 2 知事は、補助事業の進捗状況及び成果を公表し、必要があると認めるときは、補助事業者に発表させることができるものとする。
- 3 本事業の推進に際して設置構築する施設・設備等の資産に関しては、補助事業者に帰属する。

- 4 知事は、補助事業の管理・監督、及び東京都における空飛ぶクルマの社会実装に向けた取組を推進するために、補助事業者に対し、成果に係る情報の共有を求めることができる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第23条 知事は、第17条及び第18条の規定により、補助事業者に対し補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その返還を命じたときは、補助金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、補助金の額（一部を返還した場合はその後の期間においては既返納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満は除く。）を納付させなければならない。
- 2 知事は、前項において補助金の返還を命じられた者が、納期日までに補助金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（補助金返還金及び違約加算金の合計額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満は除く。）を納付させなければならない。
 - 3 知事は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金を免除又は減額することができるものとする。
 - 4 第1項及び第2項に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 2 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

- 第25条 非常災害等による被害を受け、補助事業の遂行が困難となった場合の補助事業者の措置については、知事が指示するところによる。

(情報管理及び秘密保持)

- 第26条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理を行うものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち、連携事業者、その他の第三者の秘密情報（連携事業者

が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むが、これらに限定されない。) については、秘密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

二 補助事業者は、補助事業の一部を外部の事業者等に行わせる場合には、外部の事業者等にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者、連携事業者又は外部の事業者等の役員又は従業員による情報漏えい行為についても、補助事業者による違反行為とみなす。

三 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(委任)

第27条 この要綱に定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項は知事が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年4月21日から施行する。

別表（第5条関係）

1 補助金の額

知事が補助事業者に交付する補助金の額は、補助対象プロジェクト1件の申請される補助対象経費の額（1千円未満の端数は切り捨て）または補助対象プロジェクト1件の申請あたり下表の補助限度額のいずれか低い額とする。

プロジェクトの期間は、交付決定日から令和10年3月31日までとする。ただし、毎年度交付申請を行うことが必要となる。知事は、プロジェクトの実施状況を考慮し、交付の有無を決定する。

年度	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
補助限度額	80,000千円	370,000千円	実施計画等を踏まえ決定※
採択予定件数	2件		

※プロジェクトの実施費用として令和7年度（2025年度）～令和9年度（2027年度）の計3か年にわたり補助金の支援を受けられます。

※令和9年度（2027年度）の補助限度額は、実施計画等を踏まえ東京都が決定するものとし、東京都の各年度歳入歳出予算に基づき、東京都議会で可決された場合において、確定するものとなります。

2 補助対象経費

補助対象経費は、以下の条件に適合し、かつ「補助対象経費一覧」に記載のものとする。

条件	(1) 申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費 (2) 支援期間内に契約、取得、実施、支払が完了する経費 ※ただし、やむを得ない事情等により、第7条による交付決定以前に事業を開始する必要がある場合は、様式第2号による事前着手申請書に必要な書類を添えて知事へ提出することにより、当該準備等に係る経費が次年度の補助対象経費として認められる可能性がある。 (3) 補助対象の用途、単価、規模等の確認が可能、かつ本事業に係るものとして明確に区分できる経費 (4) 財産取得に該当する場合は、申請者に所有権が帰属するものに関する経費
備考	補助対象経費の算出にあたっては、事業完了後の実績額と大きな差額が生じないように、実行可能性を十分に検討すること。

補助対象経費一覧

補助事業区分	経費区分	補助対象経費細目
運航事業関係	調査・検討費	機器レンタル・リース料、運搬費、会場使用料(土地利用料を含む)、設置工事費、安全対策費、調査・分析費、委託料、保険料、謝礼費、印刷製本費、通信費、旅費、消耗品費、その他必要と認められるもの
	実証フライト等に係る経費	
	商用化を実現する上で障壁となる課題整理、実現手法等の調査・検討及びビジネスプラン等作成費	
	その他商用運航実現に資する取組みに係る経費	
離着陸場事業関係	調査・設計費	機器レンタル・リース料、運搬費、会場使用料(土地利用料を含む)、調査・分析費、設計費、施設整備費(機器購入費含む)、委託料、謝礼費、印刷製本費、通信費、旅費、消耗品費、その他必要と認められるもの
	施設整備費	
	商用化を実現する上で障壁となる課題整理、実現手法等の調査・検討及びビジネスプラン等作成費	
	その他商用運航実現に資する取組みに係る経費	
社会受容性に関する事業関係	調査・検討費	機器レンタル・リース料、運搬費、会場使用料(土地利用料を含む)、調査・分析費、委託料、謝礼費、印刷製本費、通信費、旅費、消耗品費、その他必要と認められるもの
	実証実験費	
	その他社会受容性向上に向けた取組みに係る経費	

3 補助の対象とならない場合の例

補助対象経費に掲げる経費以外の費用はすべて対象外とする。

(1) 契約から支払までの一連の手続きが支援期間内に行われていない経費

※ただし、やむを得ない事業等により、第7条による交付決定以前に事業を開始する必要がある場合は、様式第2号による事前着手申請書に必要な書類を添えて知事へ提出することにより、当該準備等に係る経費が次年度の補助対象経費として認められる可能性がある。

(2) 補助事業に関係のない物品の購入、外注、業務委託等の経費(完了時点で未使用の購入原材料等を含む。)

(3) 交付決定後に実績報告で対象外と判断された経費

- (4) 補助金交付申請書に記載されていないものを購入した経費
 - (5) 補助事業の取引に係る書類が不足、又は不備（日付、押印、名称等）の経費
- ※補助事業の取引に係る書類：見積書、契約書（又は注文書及び注文請書）、仕様書、納品書、請求書、振込控、領収書等の原本等
- (6) 通常の業務・取引と混合、又は相殺して支払いが行われている経費
 - (7) 他社発行の手形や小切手、クレジットカード等により支払われている経費（原則は振込払い）
 - (8) 間接経費（消費税、振込手数料、運送料、交通費、通信費、家賃、光熱費、印紙代等）
 - (9) 資料収集業務、会議費、消耗品等の事務的経費
 - (10) 不動産の取得費
 - (11) 一般的な市場価格又は研究開発の内容に対して著しく高額な経費
 - (12) 公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

空飛ぶクルマ実装プロジェクト（I期）補助金
事前着手申請に係る取扱いについて

空飛ぶクルマ実装プロジェクト（I期）補助金（以下、「補助金」という。）について、本事業に係る交付決定前に契約締結等の行為を行い、支出される経費については、以下に定めるところにより、取扱うものとする。

1 事前着手について

- (1) 事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。
- (2) 補助事業者は、やむを得ない理由等により補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、次のア～オの条件を承諾のうえ、事前着手申請書（様式第2号）を東京都へ提出するものとする。

ア 事前着手申請が承認された場合であっても、補助金の交付決定を約束するものではないこと。

イ 諸般の事情から東京都が補助金を交付しない場合や減額する場合においても、異議を申し出ないこと。

ウ 交付決定前に天変地変等の事由によって損失が生じた場合や、補助金の交付が認められなかった場合には、全額自己負担により原状復旧を行うこと。

エ 事前着手申請より以前に着手したものについては、いかなる理由があろうとも、補助対象経費として認められないこと。

オ 事前着手申請から交付決定を受けるまでの期間内においては、東京都が承認した場合を除き、事業の計画変更を行わないこと。